



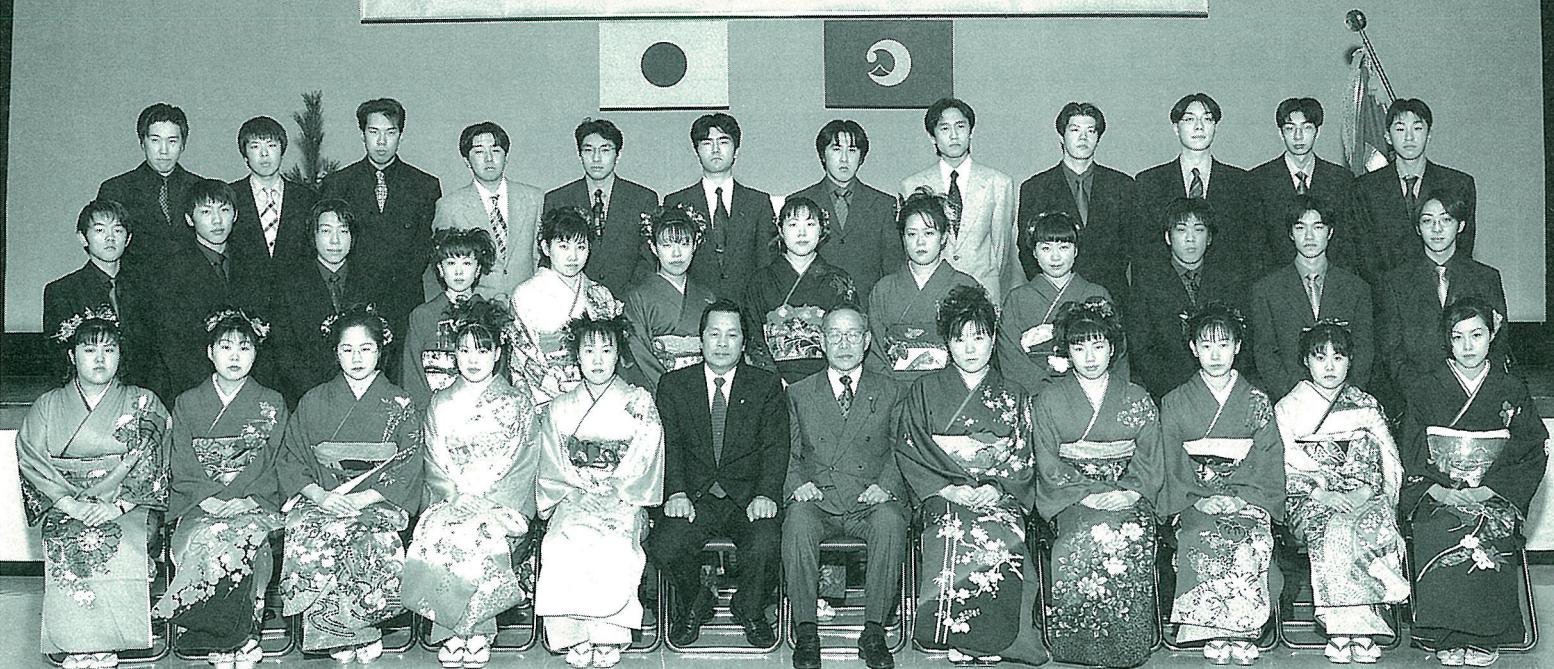
平成 10 年

広報

りしり 2月号

No.324

祝 利尻町成人式



平成10年利尻町成人式（1月3日）

■人のうごき■

世帯数	1,357	(- 4)
人口	4,120人	(-19)
男	2,051人	(-11)
女	2,069人	(- 8)

平成9年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2 ~ 3 … わが町の家計簿
- 4 ~ 5 … 下水道のすべて
- 6 ~ 7 … みんなが加入国民年金
- 8 ~ 10 … 介護保険制度の概要
- 11 …… 町・道民税の申告が始まります
- 12 …… お知らせ
- 13 …… わが家のアイドル
- 14 …… りしりの博物誌（利尻の語り113）
- 15 …… 消防だより
- 16 …… 戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録2月1日現在1,290日

の家計簿

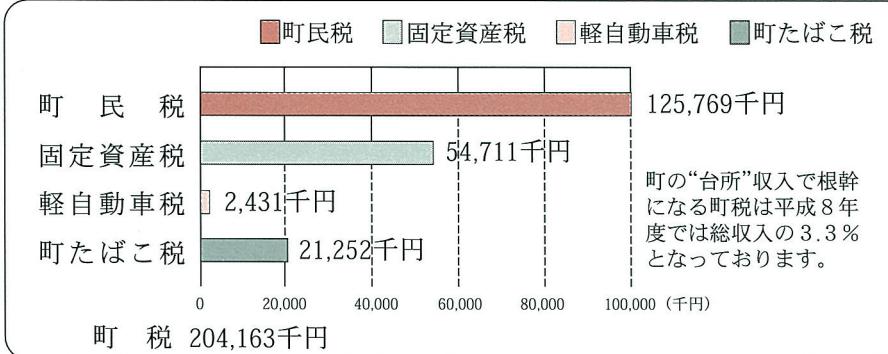
われたお金

61億7千878万4千円

町の台所

十二月の定例議会で平成八年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っています。

私たちの町の“台所”が一体どのような事業を行っていますか、みなさんに図表であらましをお知らせします。



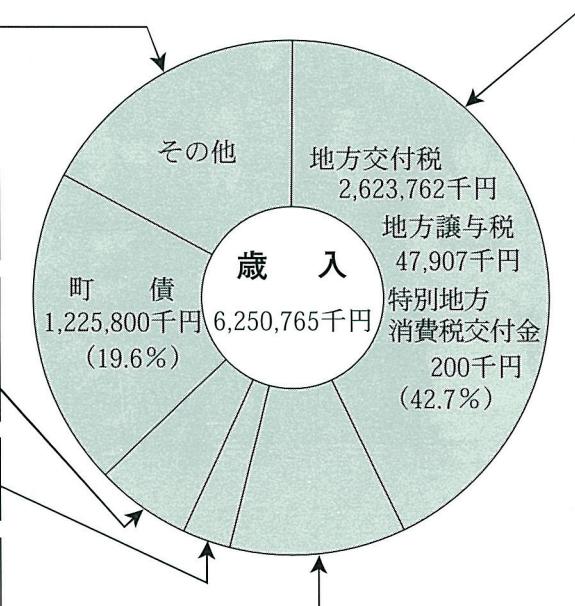
収入内訳

利子割交付金	3,439千円
分担金及び負担金	158,441千円
使用料及び手数料	66,093千円
財産収入	28,007千円
寄附金	2,365千円
繰り越資金	611,170千円
繰り越資金	106,372千円
諸合計	83,211千円
	1,059,098千円 (16.9%)

道支出金	389,727千円
自動車取得税交付金	19,689千円
合計	409,416千円 (6.6%)

町税	204,163千円 (3.3%)
----	---------------------

国庫支出金	679,893千円
交通安全対策特別交付金	526千円
合計	680,419千円 (10.9%)



▼地方交付税は、町が、一定水準の仕事をしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわない分を国が交付してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

▼自動車取得税交付金は、地方譲与税は、国税として国が徴収し、その一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

▼自動車取得税交付金は、国庫支出金の財源にあてるため国から交付されるお金です。

▼寄附金
一般寄附金及び指定寄附金です。

▼町債
町が事業を行う際の財源にあてるための長期の借入金です。

▼道支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため道から交付されるお金です。
碎石事業会計などからの繰入金です。

道支出金

町の特別な事務事業の財源にあてるため道から交付されるお金です。

▼道支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため道から交付されるお金です。

町道の延長および面積に按分されて国から交付されるお金です。

国庫支出金

町の特別な事務事業の財源にあてるため国から交付されるお金です。

平成8年度決算報告

一般会計

収入6,250,765千円

支出6,178,784千円

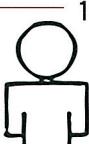
わが町

豊かな明るい町づくりに使



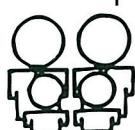
1人当たりの支出額

1,386,932円



1人当たりの町税負担額

45,827円



1世帯当たりの支出額

4,470,900円

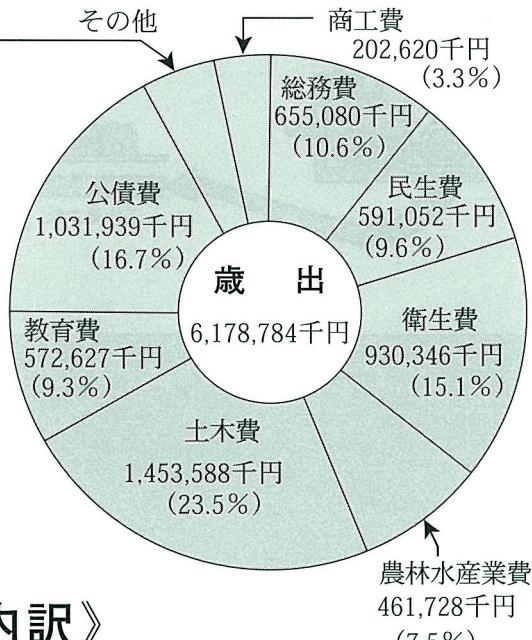


1世帯当たりの町税負担額

147,730円

支 出 内 訳

議会費	79,919千円
消防費	199,032千円
諸支出金	853千円
合計	279,804千円
(4.5%)	



下の性質別の支出内訳は、左図のグラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。

《性質別の支出内訳》

維持補修費	(各施設や道路等の維持補修費で除雪経費も含む) 59,017千円 (1.0%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子等) 1,031,791千円 (16.7%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品、備品購入費、郵便料、電話料、光熱水費等) 458,640千円 (7.4%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員の給料等、各種委員等報酬等) 780,756千円 (12.6%)
扶助費・補助費	(各種団体への補助金や交付金、各種保険料、各種会費や謝礼、社会福祉施設入所者の保護借置費等) 828,026千円 (13.4%)

投資及び 出資金貸付金	(商工業者等に対する貸付金) 136,600千円 (2.2%)
繰出金	(宿泊施設会計、老人保健特別会計等への繰出金) 199,232千円 (3.2%)
積立金その他	(公共施設整備基金積立金等) 109,941千円 (1.8%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費等) 2,574,781千円 (41.7%)

シリーズNo.1

『下水道のすべて』

いよいよ「下水道工事」が始まります!!

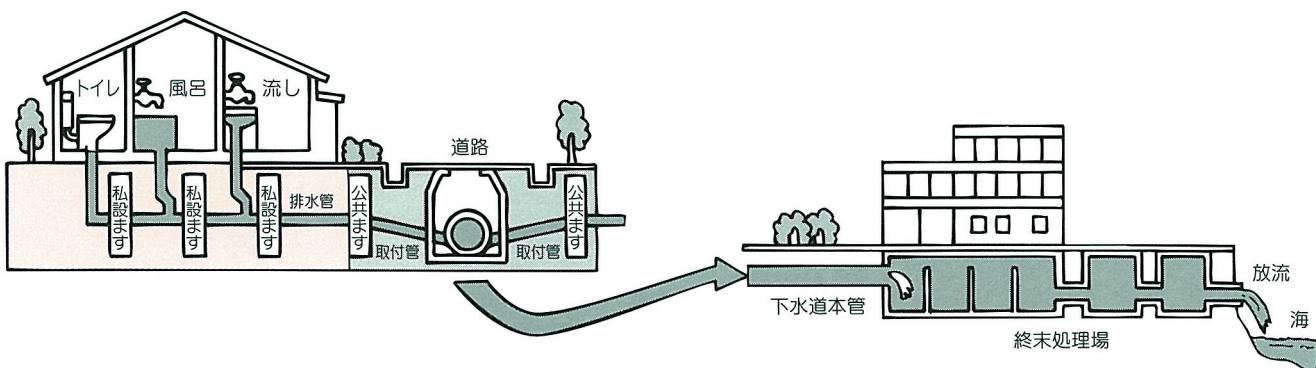
「きれいな自然」と「清潔な暮らし」のため、沓形処理区の平成十三年度一部供用開始を目指し、本年度からいよいよ下水道工事に着手いたしましたので、地区住民の特段のご理解とご協力をお願ひいたします。

◎下水道のしくみ

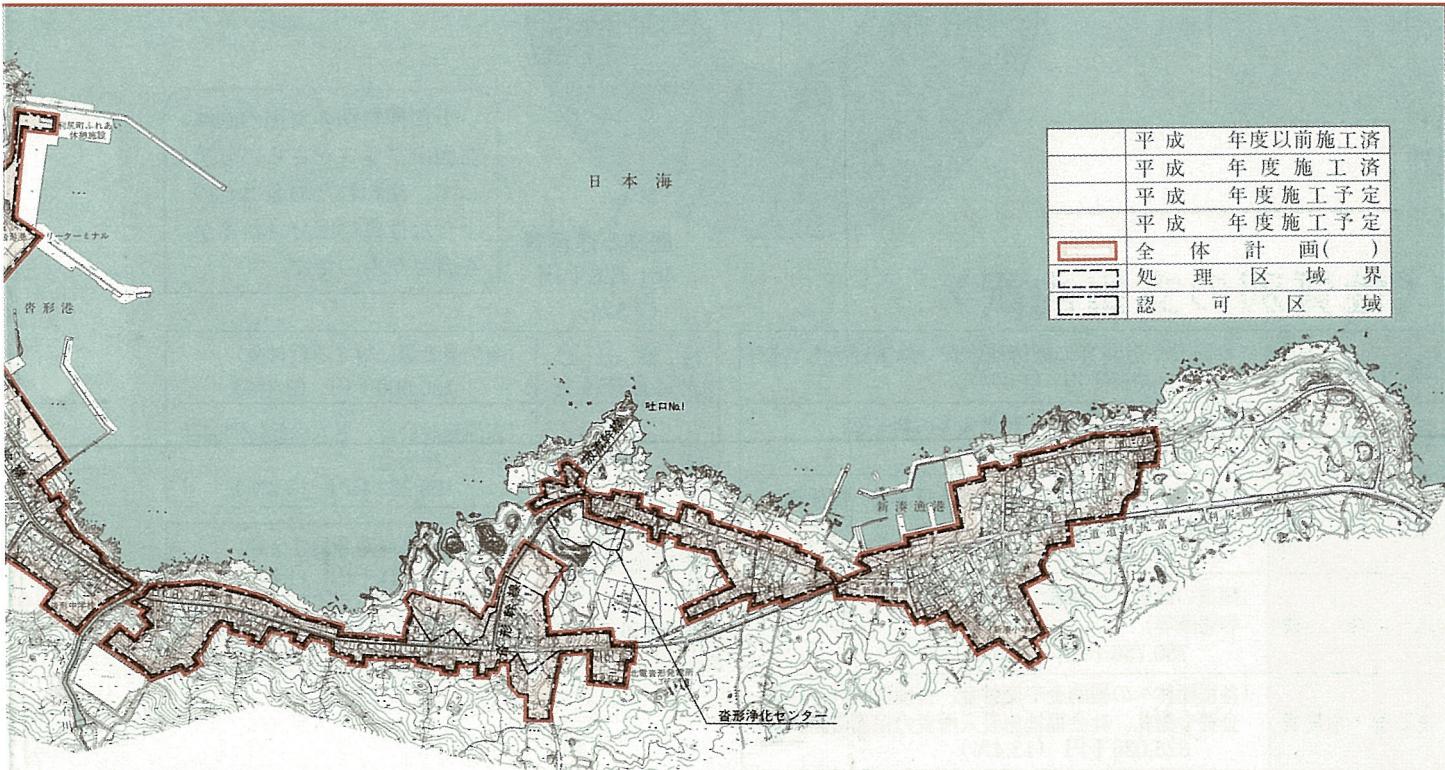
「下水道」とは、汚水を集め、排水するための施設である管路およびポンプ施設等の排水施設と、これに接続して下水を処理するための処理施設等により構成され、これを目的に沿うように運営していくシステムの総称です。

一般的な下水道の仕組みを簡単に示すと下図のようになります。

なお、「下水」とは、家庭等から発生する使用済みの汚れた水であり、「下水道施設」とは、これらの汚水を排水したり、処理する施設全体を示すものです。



年度以前施工済	平成 年度施工済
	平成 年度施工済
	平成 年度施工予定
	平成 年度施工予定
■ 全体計画()	
□ 処理区域界	
□ 認可区域	



◎下水道の役割と効果

みなさんが日常生活の中で排出している生活污水はどのようになつていると思いますか。

現在、トイレ污水を除いて、家庭等から出される污水は、

ある程度既存の生活排水処理施設で処理しているものの、大部分は未処理のまま地下水浸透や道路側溝を通じ、直接海に流されています。

その結果、側溝やドブのいやな臭いやつまりの原因となつたり、海域の水質汚染により水産資源への悪影響を及ぼし、特に「漁業の町利尻町」にとって海の水質汚染は重大な問題です。

このような問題を解決するため、利尻町や北海道が下水道管の布設と下水処理場の建設を行うことによって、各家庭から出されるトイレ、流し、風呂等すべての生活污水は直接地中の下水道管に流すことができ、側溝やドブのいやな臭いがなくなり、「蚊」や「ハエ」の発生を防ぎ、その污水を処理場できれいにして海に

放流することによって海の汚濁防止を図ることができます。

いたします。

なお、二月中旬以降に工事対象地区において説明会を開催する予定となつておりますので、日程が決定次第、あらためて連絡しますので、ご参

一このように下水道を整備すると！

①海域の水質保全

汚れた水を処理し、もとのきれいな水に戻し放流するため、海の汚濁防止を図ることができ、水産資源の保護を行なうことができます。

②地域環境の改善

汚れた水を直接下水道管に流すため、側溝やドブの悪臭、「蚊」や「ハエ」の発生を抑え、町内も清潔になり環境の改善を図ることができます。

③住環境の向上

トイレの水洗化が可能となり、悪臭に悩まされることのない、快適な生活環境の向上を図ることができます。

全体計画 103ha
認可区域 89ha

利尻町公共下水道事業計画図（沓形地区）

日本海



みんなが加入国民年金

- 国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない年金制度です。
- 老後あるいは病気やケガによって障害者となったとき等の生活費用を年金として支給する制度です。

国民年金に加入する人は3種類

第1号被保険者

自営業、自由業、農林漁業、学生、アルバイトなど



保険料を自分で納めます

第2号被保険者

会社員、公務員、教員など



職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入することで、国民年金にも自動的に加入します

第3号被保険者

会社員や公務員の妻など



保険料の負担はありませんが届出が必要です

希望すれば加入できる人

① 加入期間が少なく年金額が低い人

老齢基礎年金の受給資格期間（25年加入）は満たしているが、年金額を満額に近づけたい人

60歳～65歳まで任意加入して年金を増額できます。

※(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません)

② 加入期間が不足していて年金が受けられない人

60歳になるまでに老齢基礎年金の受給資格期間（25年加入）を満たすことができない人

60歳～65歳まで任意加入して不足期間を満たせば老齢基礎年金が受けられます。

(昭和30年4月1日以前に生まれた人で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人は、65歳以上70歳未満の期間についても加入できる特例があります)

保険料の免除制度

病気や経済的な事情などで保険料を納められないとには、申請すると保険料納付を免除することができます。納付に困ったときには、あきらめないで、年金の窓口までご相談ください。

学生の保険料免除制度

学生も20歳になったら保険料を納めますが、所得がない場合は親元が負担することになります。そこで親元の所得によって特別の免除基準が設けられています。

免除された期間の年金はこうなります

受給資格期間	年金を受けるために必要な資格期間に合算
年金額の計算	免除期間分の老齢基礎年金は、保険料を納めた場合の3分の1として計算
保険料の追納	免除期間分の保険料は10年以内なら追納が可能

こんなときは、この手続を

こんなとき	本人が市町村で行う 国民年金に必要な届出	被保険者の種別
-------	-------------------------	---------

自営業者の方とその配偶者、学生

学生や会社などに勤めていない人が 20歳になったとき	国民年金被保険者 資格取得届	年金未加入 ▼ 第1号被保険者
就職して厚生年金保険か共済組合に加入 したとき	* 国民年金被保険者種別変更 (第2号被保険者該当)届	第1号被保険者 ▼ 第2号被保険者

厚生年金保険に加入の方

20歳になる前に就職して厚生年金保険か 共済組合に加入したとき	届出不要	年金未加入 ▼ 第2号被保険者
60歳になる前に、会社などを退職したと き	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第2号被保険者 ▼ 第1号被保険者
勤めをやめて、自営業者の被扶養配偶者 となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第2号被保険者 ▼ 第1号被保険者
勤めをやめて、サラリーマンの被扶養配 偶者となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第2号被保険者 ▼ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

配偶者が就職し、サラリーマンの被扶養 配偶者となったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第1号被保険者 ▼ 第3号被保険者
配偶者が退職し、被扶養配偶者でなくな ったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第3号被保険者 ▼ 第1号被保険者
収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき	国民年金被保険者種別変更 (第1号被保険者該当)届	第3号被保険者 ▼ 第1号被保険者
配偶者が転職し、共済組合から厚生年金保険ま たは厚生年金保険から共済組合に変わったとき	国民年金被保険者種別変更 (第3号被保険者該当)届	第3号被保険者 ▼ 第3号被保険者
就職して厚生年金保険か共済組合に加入 したとき	* 国民年金被保険者種別変更 (第2号被保険者該当)届	第3号被保険者 ▼ 第2号被保険者

[被扶養配偶者] : 第2号被保険者に扶養されている配偶者(妻又は夫)

サラリーマンの奥さんへ



会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者は、第3号被保険者の届出をしてください。いったん届出をした後も、夫や自分の転職や退職、就職などで国民年金の加入のしかたが変わるたびに、届出が必要になります。遅れたり、忘れたりするとその期間は保険料未納扱いとなりますので気をつけてください。

ねんきんはあなたの生涯のパートナーです

その時々の届出をお忘れなく！

国民年金等について、ご不明なこと、わからないことは民生課町民係又は稚内社会保険事務所(0162-32-1233)へお問い合わせ下さい。

『介護保険制度の概要（ポイント）について！』

町民の皆様においては、すでにニュースや新聞報道でご承知のとおり昨年十二月九日国会の衆議院本会議において介護保険法が成立され、平成十二年四月から新たな保険料を徴収して痴ほうや、寝たきりの高齢者に介護サービスを提供しようとする制度がスタートします。

細部については、厚生省よりまだ示されておりませんが、今回は、この介護制度の概要（ポイント）について、お知らせします。

一、保険者
保険者は、市町村です。

国・都道府県・医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う制度となっています。

二、被保険者

被保険者（受給者）は、四十歳以上の方です。尚、保険料は次により徴収されます。

※六十五歳以上の被保険者（第一号被保険者）

年金保険者による特別徴収（天引き）を行うほか、天引きが困難な方については、市



町民の皆様においては、す

町村が徴収します。
※四十五六十四歳の被保険

保険給付は、適切な要介護認定を受けたうえで、次のよ

うな在宅、施設両面にわたる用具の貸与を行うほか、特殊

8

承のとおり昨年十二月九日国会の衆議院本会議において介護保険法が成立され、平成十二年四月から新たな保険料を徴収して痴ほうや、寝たきりの高齢者に介護サービスを

提供しようとする制度がスタートします。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが家庭を訪問して行う介護や家事等の援助を行います。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇訪問看護
看護婦等が家庭を訪問して看護を行います。

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇居宅介護支援（ケアマネジメント）
要介護者の心身・意向等を踏まえ、福祉、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、確実に提供されるよう介護サービス提供機関等との連絡調整を行います。

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇短期入所サービス
要介護者を介護施設において短期間預かります。

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇有料老人ホーム等における介護
有料老人ホーム等において提供されているサービスを介護保険で評価します。

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇老人保健施設への入所
◇療養型病床群・老人性痴呆疾患療養病棟その他介護体制の整った医療施設への入院

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護サービスが、計画的に提供されます。

（要介護者）及び要介護状態となるおそれがある状態にある被保険者（要支援者）に対し、保険給付を行います。

◇特別養護老人ホームへの入所
尚、現行制度と新制度を図示しますと、次のようにな

手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用が支給されます。

車椅子・ベッドなどの福祉

介護保険制度の主なサービス

《現行制度》

《新制度》

■老人福祉

施設	特別養護老人ホーム	全額公費
在宅	ホームヘルプサービス ショートステイ デイサービス 福祉用具給付・貸与など	

■介護保険

施設	特別養護老人ホーム 老人保健施設 療養型病床群など
在宅	ホームヘルプサービス ショートステイ デイサービス 福祉用具給付・貸与など 老人訪問看護など

■老人保険(医療保険)

施設	老人保健施設	医療保険料+公費
設	療養型病床群など	
在宅	老人訪問看護など	

■要介護認定基準は次のとおりです。

在宅介護	要介護度・身体の状態	
	〈要支援〉 虚弱	日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴、衣服の着脱などで週数回の介護が必要
	〈要介護〉 Ⅰ.軽度	立ち上がりや歩行が不安定。衣服着脱、掃除などで毎日1回の介護が必要
	Ⅱ.中度	起き上がりも自力では困難。食事、排せつ、入浴などで毎日1回の介護が必要
	Ⅲ.重度	起き上がり、寝返りが自力でできない。毎日2回の介護が必要
	Ⅳ.最重度	日常生活の能力はかなり低下。意思疎通ができない人も。1日3~4回の介護が必要
施設介護	Ⅴ.最重度	生活全般にわたり部分的または全面的な介護に頼る。1日5回以上の介護が必要
	入所施設	
	特別養護老人ホーム	
	老人保健施設	
	療養型病床群	



年金から特別徴収します。
第二号被保険者については、
医療保険者が徴収し、社会保
険診療報酬支払基金に一括納
付して、各市町村の給付費に
占める割合が全国一律になる
ように交付されます。

徴収方法としては、先に述べましたように、第一号被保険者については、老齢、退職者総数の見込数で除して算出することになります。

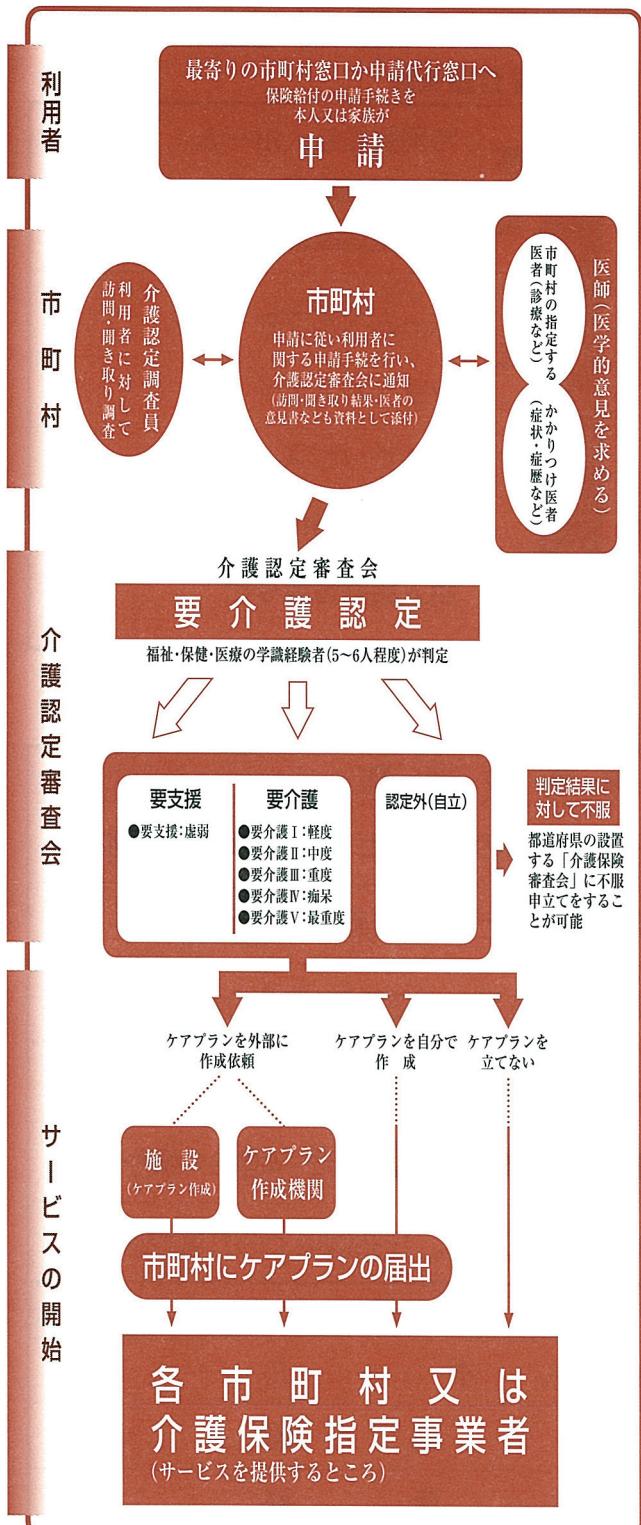
◇保険料
被保険者一人当たりの保険料額は、給付総額の約1/2を被保険者総数の見込数で除して算出することになります。
尚、施設入所時の食事負担については、医療保険制度と同じく、標準負担額を設定して利用者の負担となります。

◇利用者負担と保険料
保険給付対象費用の一割となっています。

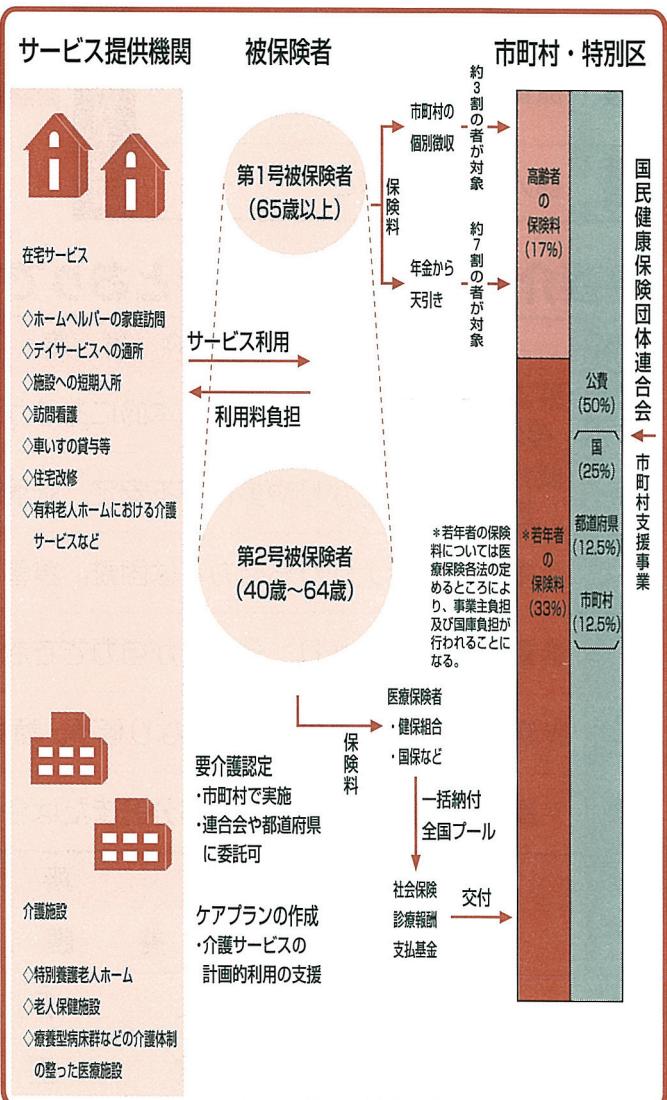
五、公費負担

高齢者介護に対する公的責任を踏まえ、公費（国、総額付費の二十五%、都道府県十二・五%、市町村十一・五%）の負担は、総給付費の $\frac{1}{2}$ となります。

最後に、サービスの開始までと、介護保険制度の仕組を図で紹介します。



■介護保険制度案の仕組み■



この願い、必ず実現、四島返還

2月7日は「北方領土の日」です。

我が国の、固有の領土である北方四島の返還について、国民の総意を結集し返還実現に向け、運動の一層の推進を図りましょう。

平成10年 所得税・住民税申告日程表

【仙法志地区】

月 日	対 象	時 間	会 場
2月4日(水)	久連地区	9:30~16:00	久連自治会館
5日(木)	長浜地区	9:30~12:00	長浜自治会館
	神磯地区	13:00~16:00	神磯自治会館
6日(金)	政泊地区	9:30~16:00	政泊自治会館
9日(月)	本町地区	9:30~16:00	利尻町公民館
10日(火)	元村地区	9:30~16:00	元村自治会館
12日(木)	御崎地区	9:30~16:00	御崎自治会館
13日(金)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館
3月11日(水)	当日地区で申告できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館

【沓形地区】

2月16日(月)	栄浜地区	9:30~16:00	栄浜自治会館
17日(火)	新湊4地区	9:30~16:00	新湊自治会館
18日(水)	新湊3地区	9:30~16:00	新湊自治会館
19日(木)	新湊2地区	9:30~16:00	新湊自治会館
20日(金)	新湊1地区	9:30~16:00	新湊自治会館
23日(月)	種富町 ³ 地区 種富町 ²	9:30~16:00	種富町自治会館
24日(火)	種富町1地区	9:30~12:00	種富町第1自治会館
	税務申告相談	13:00~16:00	役場1階小会議室
25日(水)	営業者所得税 申告相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
26日(木)	日出町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
27日(金)	緑町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月2日(月)	富士見町地区 港町	9:30~16:00	役場1階小会議室
3日(火)	本町地区 税務申告相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
4日(水)	泉町 ⁴ 地区 泉町 ³	9:30~16:00	役場1階小会議室
5日(木)	泉町 ² 地区 泉町 ¹	9:30~16:00	役場1階小会議室
6日(金)	神居2地区	9:30~16:00	神居第2自治会館
9日(月)	神居1地区	9:30~16:00	神居第1自治会館
10日(火)	蘭泊地区	9:30~12:00	蘭泊自治会館
12日(木)	当日地区で申告 できなかった方	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月13日(金)	当日地区で申告 できなかった方	9:30~16:00	役場1階小会議室
16日(月)	(利尻町全地区)		

申告書の提出期限は3月16日です

町・道民税の
申告が
始まります。

所得税法並びに地方税法の
規定に基づき、二月十六日から
三月十六日までを法定申告
期間として全国一斉に申告受
付事務が行なわれます。
当町においても次の日程に
より申告受付事務等を行いま
すので当日は最寄りの会場へ

必ずおいでのうえ、申告を済
ませますようお願ひいたし
ます。
不申告や期間を過ぎますと
罰則等を受けることになりま
すので必ず期間内に申告して
下さい。
当日は、広報りしり一月号

にてお知らせした書類等を忘
れずに持参願います。
又、土地や家屋を譲渡した
方、個人から財産を贈与され
た方、生命保険契約等に基づ
いて一時金の支払いを受けた
方についても最寄りの会場へ
おいでのうえ、申告を済ませ

て下さい。
この他、申告について不明
な点がありましたら、総務課
税務係へお問い合わせ下さい。


あなたの島の 新しい地域づくりをサポートします

(財)日本離島センター「離島人材育成基金融助成事業」

平成10年度助成事業応募要領

1. 応募対象

■離島に在住している人、もしくは離島で活動しているグループ・団体等とします。

2. 助成対象事業

■応募できる事業は、自ら新たに取り組む事業とします。(既存の事業や、運動会・祭り・盆踊りなどの毎年の通常の行事、政治・宗教・営利を目的とする事業は対象となりません)

■国または都道府県から補助金を受けている事業、または受けようとしている事業は応募できません。

■本年度の助成対象事業は以下の事業で、離島の人材育成に係る事業とします。

- (1) 離島の産業振興を目的とした事業
- (2) 離島の生活文化・福祉の向上を目的とした事業
- (3) 他地域との交流推進を目的とした事業
- (4) その他人材育成に必要な事業

3. 助成金額

■助成金支給対象経費の2分の1以内で、1事業につき100万円を限度額とします。
(食糧費並びに備品購入費等は助成金支給対象経費になりませんのでご注意下さい)

4. 応募期間

■平成10年1月12日(月)から平成10年3月2日(月)までとします。

5. 審査及び事業決定

■応募いただいた事業は運営委員会で審査します。
■審査結果は市町村役場を通じて通知します。

6. 事業実施期間

■平成10年4月1日(水)から平成11年2月28日(日)までとします。

7. 応募方法

■支給申請書ならびに助成事業計画書を作成のうえ、期日までに総務課企画係へ提出して下さい。

8. その他

■助成事業に決定された方・団体へは、別途実施要綱をお送りいたします。

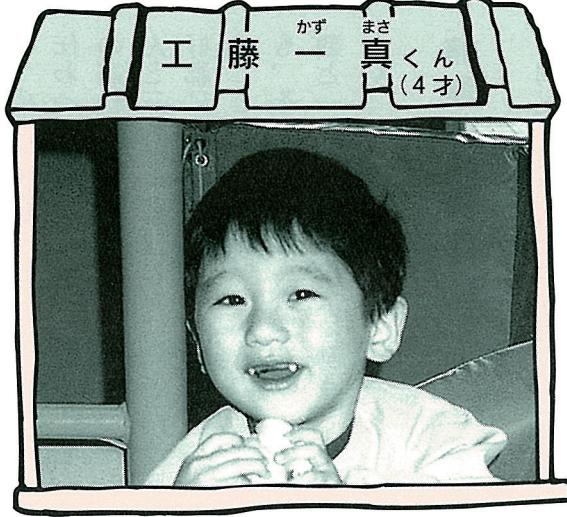
■本助成事業に関するお問合せは、

財団法人日本離島センター総務部 (TEL 03-3222-1151) または
役場総務課企画係までお願いします。

平成版

わが家のアイドル

⑥2



仙法志字本町
父：雅英さん
母：知恵子さん

♥お母さんからひとこと
外遊びが大好きな緑里
笑顔を忘れずに
元気に育って下さい

仙法志字政治
父：玲真さん
母：明美さん

♥お母さんからひとこと
いつも明るく元気な一真
ますますたくましく
おもいやりのあるひとに
なってね

「町民アンケート調査」提出のお願い

本年は、町政の指針であります第3次利尻町総合振興計画の終了の年であり、平成11年の開基100年と21世紀を展望した新しい「町づくり計画」として「第4次利尻町総合振興計画(仮称)」を策定し、より一層の町政の推進を図ってまいりたいと考えております。「まちづくり」は、行政が努力することは勿論ですが地域住民のご理解と、ご協力が必要不可欠であります。

計画の策定にあたり、町民皆様が日頃考えている町の課題や町づくりへのご意見、ご提案などお聞かせいただき計画に反映させたいと考え、「町民アンケート調査」を実施しておりますので、回答にご協力をいただきますようよろしくお願い致します。

調査票提出の方法は、郵送、役場または仙法志支所、自治会長のいずれかにご提出ください。いずれの方法でも提出できない方は、電話等によりご連絡いただければ回収に伺います。

なお、アンケート調査の締切りは **2月20日** となっております。

問合先 総務課企画係 (☎ 4-2345)

利尻の語り (113)

沿海州の見える樺太の思い出(一)

語り 吉田茂春さん

スケソ漁不漁から樺太へ

家は今の沓形字泉町にあって、曾祖父が鳥取県出身だったけど地道に漁師やつてたので、私も夏の昆布漁やつて春の鮫漁には刺網を手伝いに行つてたの。その頃は、まだワカメやウニはほとんど採つていなかつたね。

昭和になつてからスケソ漁が盛んになつたけど、昭和十一年になつてからだんだん捕れなくなつてきて、利尻の人たちも島外に出稼ぎに出始めたようになつたね。

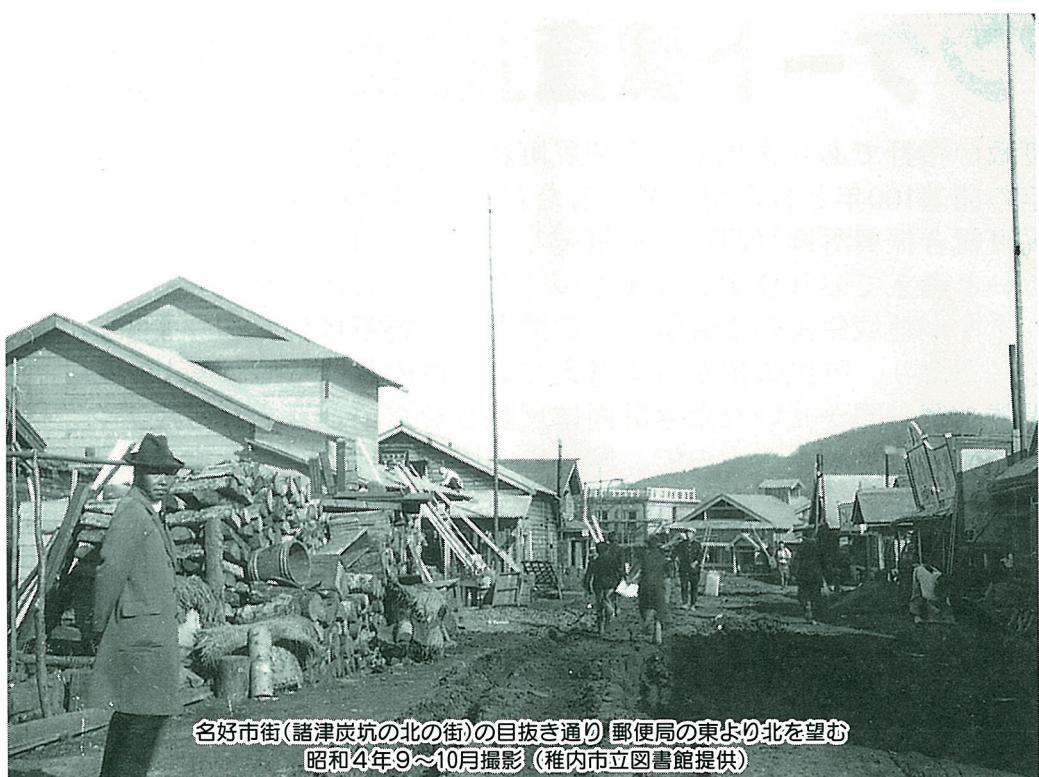
ちょうどその頃、樺太から水橋さんという人が樺太の炭鉱で働く人をさがしに島に来ていたの。その前からすでに樺太の炭鉱に働きに行つた人

がいて、島の人は公休日でも頑張つて働くので評判がよかつたので、働く人をさがしにきたんだね。

島でもスケソ漁が不漁になつて厳しい生活が強いられていたことと、先に樺太に働きに行つた人の話では物資が安いなくて豊富で景気が好いことが伝わってきていたので、蘭泊の高松三郎さん、柏専太郎さんと三人で恵須取の北、北名好郡にある諸津無煙炭鉱に行くことに決めたね。というのも、その前に私は高松さんの親と一緒に釧路の炭鉱に働きにいつてたからね。

恵須取にもすでに親戚がいて漁場していたので、一泊した。次の日の朝、バスで諸津無煙炭鉱まで行つたけど、バスの便は便利でなかつたね。諸津無煙炭鉱にはすでに島の人々が渡つて働いていたので我々三人が炭鉱に着いたら、「よく来たな」って歓迎してくれた。すぐに労務課に行って採用してもらえるようにして、私はすでに渡つていた伊藤甚内さんの家に下宿することになつたの。

諸津無煙炭鉱へ



名好市街(諸津炭坑の北の街)の目抜き通り 郵便局の東より北を望む
昭和4年9~10月撮影(稚内市立図書館提供)

を干してあつたね。鶴泊から東洋丸に乗つて稚内へ行き、一泊して鈴谷丸に乗つて樺太の西海岸で真岡の下にある本斗の港まで五時間かかつて着いたの。本斗にあがつたら、鯨大漁でびっくりしたね。

五寸釘で鯨の腹さいて数の子ぬいてるの。それがとても良い数の子なの。本斗の港の中は鯨の船でいっぱいだつたね。それを横目に見ながら本斗から真岡まで汽車で行つて、真岡からは小樽—樺太航路船があつたので、新高丸で恵須取に行つたの。

恵須取にも雇いにきたから、樺太に近いところだけど、鯨やスケソなどが捕れなくなつてきた利尻よりは、物資が豊富で物価が安いとの評判が伝わつてたのと、島の人間がよく働くことになつたのさ。

諸津無煙炭鉱はロシア国境で雇いにきたから、樺太に行つてみようと思ったので、ロシア国境に近くても、ます

利尻よりは、物資が豊富で物価が安いとの評判が伝わつてたのと、島の人間がよく働くことになつたのさ。

無火災記録 四百十日（十年一月十五日現在）



表彰状の伝達



宮下団長答辞

救急豆知識

鼻出血は、たいてい鼻からのものですが、ときには頭蓋骨骨折などが原因で出血することもあります。注意点としては、鼻出血を飲み込むと、嘔吐や息苦しさの原因になりますので、飲み込まないようにして下さい。鼻血がのどの方向へ流れるので、頭を後ろにそらせて、首の後ろを叩くことはしないで下さい。正しい鼻出血の応急処置は、頭を前方に傾けて座り、小鼻をつまんで圧迫します。このとき、話をしたり、咳をしたり、唾を吐いたりしないで静かにしている。出血した血液は、きれいなガーゼなどで拭き取って下さい。

10分間圧迫したら指をゆるめ、出血が止まっていなければ、もう10分間圧迫します。もし、30分経過しても出血が止まらなければ病院で受診して下さい。

また、鼻を冷たいタオルなどで冷やすこともおすすめします。

今年一年の無火災を誓う

利尻町消防団出初式

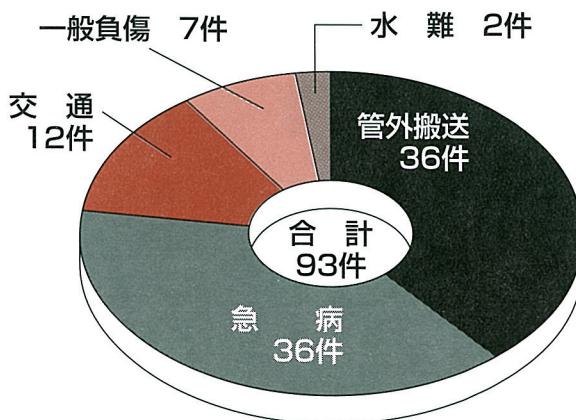
一月七日利尻町消防団出初式が仙法志地区を会場に来賓三十七名の参列のなか団員八十三名が参加し厳粛かつ整然と行われました。利尻町公民館で行われた式典では、永年勤続団員に対する表彰の伝達が行われました。

■昨年より30件減少

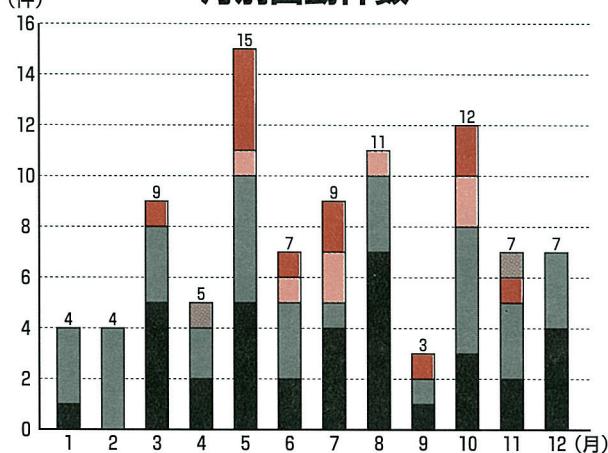
平成9年 救急出動件数

昨年は、93件の救急出動がありましたが、例年なく交通事故による出動が多く、月別では5、8、10月に出動件数が多くなっています。

事故種別



月別出動件数



利尻島国保中央病院

産婦人科診療のお知らせ（予定）

札幌医大産婦人科医出張診療の日程は次とおりです。

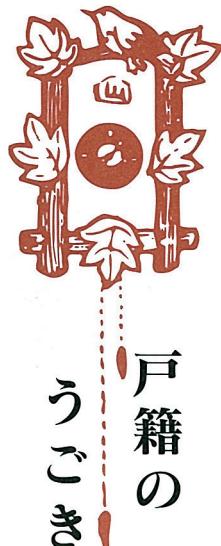
二月	二日	五日	竹原正輝先生
二月	九日	十二日	早川正輝先生
二月	十六日	十九日	西川基生先生
二月	二十三日	二十六日	小泉基生先生

詳しくは、利尻島国保中央病院へ問い合わせ下さい。

◎出生			
12/25	12/18	12/10	12/2月日緑住
泉(仙)本町	町菅原	町平沼	所氏名
町澤伊藤祐太郎忠弘	尚也嘉	七海義典	保護者
◎死亡			
12/23	12/21	12/20	12/17月日泊喜多金助
泉新神居	種富町	本町	所氏名
町鈴木捨吉	河野ハツエ	石田隆次	年齢
83歳	79歳	33歳	91歳
仙法志字久連	喜多亮	三上聰浩	年齢
から、父正様の香典返しを	から、父正輝先生	澤田フチ子	88歳
廃して	廃して	鈴木聰吉	50歳
から、夫正様の香典返しを	から、夫正輝先生	三上聰浩	77歳
廃して	廃して	澤田フチ子	91歳

お誕生おめでとう
ございます

おくやみ
申し上げます



自12月1日
至12月31日

◎婚姻
柴田和彦
長谷川貴子



札幌市清田区 澤田紀元様
から、母フチ子様の香典返しを廃して

札幌市清田区 澤田紀元様
から、母フチ子様の香典返しを廃して

札幌市清田区 澤田紀元様
から、母フチ子様の香典返しを廃して

いつまでも
お幸せに

◎婚姻

柴田和彦

札幌市清田区 澤田紀元様
から、母ハツエ様の香典返しを廃して

札幌市清田区 澤田紀元様
から、母ハツエ様の香典返しを廃して

札幌市清田区 澤田紀元様
から、母ハツエ様の香典返しを廃して

よせられた善意

この度次の方から寄附がありました。町では善意に感謝すると共に、有意義に使用させていただきたいと存じます。ありがとうございました。

利尻町天望山スキー場管理棟

備品
札幌市南区南三十二条西九丁目三番二十六号

日本ケーブル(株)札幌支店様
より

(カラーテレビ一台)

ご厚情に
感謝します

沓形字神居 三上一男様から、長男 聰浩様の香典返しを廃して

沓形字泉町 鈴木宏様から、父 捨吉様の香典返しを廃して

沓形字泉町 志摩みき様から、母 すげ様の香典返しを廃して

この度、次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

仙法志字久連 喜多亮様
から、父金助様の香典返しを廃して

沓形字泉町 志摩みき様から、妻キクエ様の病気見舞い返しを廃して

仙法志字元村 杉田榮吉様
から、妻キクエ様の病気見舞い返しを廃して

沓形字本町 小山田スミ様
から、夫正様の香典返しを廃して

沓形字本町 小山田スミ様
から、夫正輝先生

から、妻キクエ様の病気見舞い返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)



運転免許証更新時講習会

- 2月13日(金)
利尻町公民館
- 優良講習
午後5時30分より

※更新手続きをした方でなければ受講できません。
稚内警察署沓形駐在所 ☎ 4-2110